

○熊本大学生命資源研究・支援センター遺伝子改変マウス作製等受託規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 243 号)

改正 平成 16 年 12 月 24 日規則第 305 号 平成 17 年 12 月 13 日規則第 133 号

平成 18 年 3 月 31 日規則第 115 号 平成 20 年 2 月 27 日規則第 44 号

平成 20 年 9 月 24 日規則第 238 号 平成 23 年 9 月 22 日規則第 135 号

平成 26 年 1 月 24 日規則第 21 号 平成 29 年 1 月 24 日規則第 96 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本大学生命資源研究・支援センター(以下「センター」という。)における遺伝子改変マウスの作製及び供給、保存凍結胚(保存凍結胚に由来するマウス個体を含む。)及び保存凍結精子の供給並びに胚及び精子の保存(以下「作製等」という。)に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 遺伝子改変マウス 遺伝子導入マウス及びキメラマウスをいう。

(2) 受託作製等 センターが学外からの委託を受けて別表第 1 及び別表第 2 に掲げる作製等を行うことをいう。

(作製等の申請)

第 3 条 作製等を委託しようとする者(以下「委託者」という。)は、所定の申請書を熊本大学生命資源研究・支援センター長(以下「センター長」という。)に提出して、その承諾を受けなければならない。

2 センター長は、センターにおける教育研究に支障のない場合に限り受託することができる。

(遵守事項)

第 4 条 委託者は、センター長が別に定める事項を遵守しなければならない。

(料金の納入)

第 5 条 第 3 条第 1 項の承諾を受けた委託者は、料金の調査決定の日から起算して 30 日以内で指定された期日までに、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる料金を納入しなければならない。ただし、委託者が遠隔地に居住する等、出納命令役が特に必要と認める場合には、相当の日数を加算した範囲内において出納命令役が定める期日までに納入すれば足りる。

2 受託作製等は、原則として料金の収納後でなければ実施することができない。

3 既納の料金は、返還しない。

第 6 条 この規則に定めるもののほか、受託作製等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 24 日規則第 305 号)

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 13 日規則第 133 号)

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 115 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 27 日規則第 44 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 24 日規則第 238 号)

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 22 日規則第 135 号)

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 1 月 24 日規則第 21 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 24 日規則第 96 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条及び第 5 条関係)

区分		単位	料金	
			委託者が国、国立大学 法人又は大学共同利用 機関法人の場合	委託者が左 欄以外の場合
遺伝子導入マウス の作製及び供給	委託者から DNA 溶液の送付を 受けて作製し、供給する場合	1 件	205,000 円	266,500 円
キメラマウスの作 製及び供給	委託者から ES 細胞の送付を 受けて作製し、供給する場合	1 件	262,000 円	340,600 円
寄託保存凍結胚又 は寄託保存凍結精 子からの供給	寄託者の同意を得て、凍結胚 を供給する場合	1 件	112,320 円	146,020 円
	寄託者の同意を得て、マウス 個体として供給する場合	1 件	145,800 円	189,540 円
	寄託者の同意を得て、凍結精 子を供給する場合	1 件	20,900 円	27,170 円

(消費税を含む。)

別表第2(第2条及び第5条関係)

区分		単位	料金			
			委託者が国、国立大学法人又は大学共同利用機関法人の場合	委託者が左欄以外の場合		
その他の作製等 (凍結保存を含む。)						
委託者から、マウス個体の送付を受けた場合	胚及び精子を作製する場合	1件	146,864円	190,930円		
	精子を作製する場合	1件	34,544円	44,910円		
	胚を作製する場合	1件	112,320円	146,020円		
加算料金又は委託者から、凍結胚若しくは凍結精子の送付を受けた場合	凍結保存する場合		1年間	10,800円	14,040円	
	マウス個体で返還する場合	精子からの場合	高度免疫不全マウスの場合	1件	188,000円	244,400円
		精子からの場合	高度免疫不全マウスの場合以外	1件	111,256円	144,640円
	胚からの場合	胚からの場合	高度免疫不全マウスの場合	1件	110,000円	143,000円
		胚からの場合	高度免疫不全マウスの場合以外	1件	33,480円	43,530円

(消費税を含む。)